

<p>(運営に関する基準)</p> <p>第四十四条 第一節及び第四節(第二十一条第一項、第二十五条及び第三十条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第五条第二項」とあるのは、「第四十条第三項」と読み替えるものとする。</p>	<p>の居宅介護の基盤整備の状況など地域の実情に応じて、当該要件をある程度の幅をもって運用することは差し支えないものとする。</p> <p>(5) 運営に関する基準(基準第44条)</p> <p>基準第21条第1項、第25条及び第30条を除き、指定居宅介護の運営に関する基準が基準該当居宅介護に準用されるものであるため、第3章第3節の(1)から(3)まで及び(5)から(26)まで((12)の①を除く。)を参照されたい。</p>
<p>第三章 身体障害者デイサービス</p> <p>第一節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第四十五条 指定居宅支援に該当する身体障害者デイサービス(以下「指定デイサービス」という。)の事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切に行うものでなければならない。</p> <p>第二節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第四十六条 指定デイサービスの事業を行う者(以下「指定デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定デイサービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 指導員 指定デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる指導員が一以上確保されるために必要と認められる数</p> <p>二 介護職員 指定デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当</p>	<p>第4 デイサービスに関する基準</p> <p>第1節 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数(基準第46条)</p> <p>① 指定デイサービスの単位とは、同時に、一体的に提供される指定デイサービスをいうものであることから、例えば、午前と午後とで別の利用者に対して指定デイサービスを提供するような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。</p> <p>② 提供時間帯を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる従業者を確保するとは、指定デイサービスの単位ごとに指導員又は介護職員(身体障害者デイサービスの場合、知的障害者デイサービスについては</p>

該指定デイサービスの提供に当たる介護職員の数が一以上確保されるために必要と認められる数

- 2 前項に掲げる指定デイサービス事業所ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、指定デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。
 - 一 利用者の数が十五人までは、二以上
 - 二 利用者の数が十五人を超えるときは、二に、利用者の数が十五を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 3 指定デイサービス事業者のうち、専ら創作的活動を行うものにあつては、第一項の規定にかかわらず、当該指定デイサービス事業所に介護職員を置かないことができる。
- 4 第一項及び第二項の指定デイサービスの単位は、指定デイサービスであつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。
- 5 第一項の指導員又は介護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

、指導員、児童デイサービスについては、指導員又は保育士。)について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである(例えば、提供時間帯を通じて専従する指導員の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する指導員の場合は、その員数としては2人が必要となる)。

- ③ なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定デイサービスについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従つて、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者15人に対して指定デイサービスを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者15人に対して指定デイサービスを提供する場合であつて、それぞれの指定デイサービスの定員が15人である場合には、当該事業所の利用定員は15人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ2人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。
- ④ 同一事業所で複数の単位の指定デイサービスを同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである

(2) 指導員 (基準第46条)

① 身体障害者の場合

身体障害者に対し適切な指導を行う能力を有する者を配置すること。

② 知的障害者の場合

指導員については、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成2年12月19日厚生省令第57号)第7条の5に定める生活指導員に準ずるものである。

③ 児童の場合

障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者を配置すること。

(3) 身体障害者デイサービス及び知的障害者

(管理者)

第四十七条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第四十八条 指定デイサービス事業所は、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室及び作業室を有するほか、指定デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

デイサービスの給食及び入浴サービスの実施は事業所の任意であるが、実施する場合には必要な従業者を置く必要があること。

(4) 指定デイサービス事業を行う事業者で創作的活動を行う場合においては、その内容に応じて、必要な講師等の確保に努めること。

(5) 管理者(基準第47条)

居宅介護の場合と同趣旨であるため、第3の1の(3)を参照されたい。

(6) 介護保険法上の指定通所介護事業者が、身体障害者福祉法上の指定デイサービス事業者として指定を受けるための要件について(案)

① 人員

ア 介護保険対象の高齢者の利用者と65歳未満の障害者の利用者の利用定員を区分するとともに、それぞれの指定基準上で必要な従業者を確保すること。

イ 管理者については、事業の運営に支障がない場合は兼務を可能とすること。

② 設備

設備については、それぞれの指定基準上で必要な設備及び備品等を備えるとともに、それぞれの事業に支障がない場合は、設備及び備品等を兼ねることができることとする。

第2節 設備に関する基準

(1) 事業所(基準第48条)

事業所とは、指定デイサービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。

(2) 同条第1項に規定する設備については、それぞれに必要な設備、備品等を備えるとともに、指定デイサービスの提供に支障がない広

- 2 指定デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる設備のほか、食堂を備えなければならない。
- 3 指定デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。
- 4 前三項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 二 日常生活訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。
 - 三 社会適応訓練室 訓練に必要な備品等を備えること。
 - 四 作業室 作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 五 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - 六 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 5 第一項から第三項までに掲げる設備は、専ら当該指定デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(居宅利用者負担額等の受領)

第四十九条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービスを提供した際は、利用者又はその扶養義務者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定デイサービスを提供した際は、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第十七条の四第二項に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 指定デイサービス事業者は、前二項の支払

さを有すること。

- (3) 指定デイサービスが原則として同時に複数の利用者に対しデイサービスを提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定デイサービスの単位をさらにグループ分けして効果的な指定デイサービスの提供が期待される場合はこの限りではない。

第3節 運営に関する基準

- (1) 居宅利用者負担額等の受領(基準49条)

- ① 基準第49条第1項、2項、4項及び第5項の規定は、指定居宅介護に係る第20条第1項から第6項の規定(第3項除く)と同趣旨であるため、第3章第3節の(10)の①から⑥(③を除く)を参照されたい。
- ② 同条第3項は、指定デイサービス事業者は、指定デイサービスの提供に関して、デイサービスにおいて提供される便宜のうち、入浴に係る光熱水費、食事の提供に係る食材料費、創作的活動に係る材料費その他の日常生活においても通常必

を受ける額のほか、デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、入浴に係る光熱水費、食材料費、創作的活動に係る材料費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。

4 指定デイサービス事業者は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付しなければならない。

5 指定デイサービス事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定デイサービスの基本取扱方針)

第五十条 指定デイサービス事業所の従業者が行う指定デイサービスは、利用者の自立の促進、生活の質の向上、身体機能の維持向上等を図ることができるよう、適切に行わなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、その提供する指定デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定デイサービスの具体的取扱方針)

第五十一条 指定デイサービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定デイサービスの提供に当たっては、次条第一項に規定するデイサービス計画に基づき、利用者の入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談及びレクリエーション等を、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に行う。

二 従業者は、指定デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい

要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、同条第1項の利用者負担額のほかに利用者から支払を受けることができることとし、支援費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

(2) 指定デイサービスの基本取扱方針及び具体的取扱方針（基準第50条及び51条）

指定デイサービスの基本取扱方針及び具体的取扱方針については、基準第50条及び第51条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。

① 指定デイサービスは、個々の利用者に応じて作成されたデイサービス計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。

② 基準第51条第2号で定める「サービスの提供方法等」とは、デイサービス計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。

③ 他の利用者等と同じグループとして、指定デイサービスを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。

④ 指定デイサービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に対応した指定デイサービスの提供ができる体制を整えることとしたものであるが、これは利用者の身体その他の状況に応じて適切なデイサービスの提供が図れるよう体制の整備に

ように説明を行う。

三 指定デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に対応した指定デイサービスの提供ができる体制を整える。

(デイサービス計画の作成)

第五十二条 指定デイサービス事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成しなければならない。

2 指定デイサービス事業所の管理者は、それぞれの利用者に応じたデイサービス計画を作成し、利用者及びその同居の家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

3 従業者は、それぞれの利用者について、デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(管理者の責務)

第五十三条 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者の管理、指定デイサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第五十四条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

努めることとしたものである。

(3) デイサービス計画の作成(基準第52条)

① 基準第52条で定めるデイサービス計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとする。

② デイサービス計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。

③ デイサービス計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

(4) 運営規程(基準第54条)

指定デイサービスの事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定デイサービスの提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定デイサービス事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するもの

- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定デイサービスの利用定員
- 五 指定デイサービスの内容及び利用者から受領する費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十五条 指定デイサービス事業者は、利用者に対し適切な指定デイサービスを提供できるよう、指定デイサービス事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、当該指定デイサービス事業所の従業員によって指定デイサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

とする。

① 指定デイサービスの利用定員(第4号)

利用定員とは、当該指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること

② 指定デイサービスの内容及び利用者から受領する費用の額(第5号)

「指定デイサービスの内容」については、サービスの選択内容を記載するものであること

③ サービス利用に当たっての留意事項(第7号)

利用者が指定デイサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(訓練室を利用する際の注意事項等)を指すものであること

④ 非常災害対策

(6)の非常災害に関する具体的計画を指すものであること(第77条、第91条についても同趣旨)

(5) 勤務体制の確保等(基準第55条)

基準第55条は、利用者に対する適切な指定デイサービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

① 指定デイサービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、デイサービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の指導員、介護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

② 同条第2項は、原則として、当該指定デイサービス事業所の従業者たるデイサービス従業者によって指定デイサービスを提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第3者への委託等を行うことを認めるものであること。

第五十六条 指定デイサービス事業者は、利用定員（指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならない。

（非常災害対策）

第五十七条 指定デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第五十八条 指定デイサービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（準用）

第五十九条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条及び第三十三条から第三十九条までの規定は、指定デイサービスの事業について準用する。

(6) 非常災害対策（基準第57条）

指定デイサービス事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定デイサービス事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定デイサービス事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

(7) 衛生管理等（基準第58条）

指定デイサービス事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、特に指定デイサービス事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

(8) 準用（基準第59条）

基準第59条の規定により、基準第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第26条、第27条及び第33から第39条までの規定は、指定デイサービスの事業について準用されるものであるため、第3章の3の(1)から(9)まで、(11)、(12)、(14)、(17)及び(24)から(28)を参照

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

(従業者の員数)

第六十条 基準該当居宅支援に該当する身体障害者デイサービス（以下「基準該当デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、基準該当デイサービスの単位ごとに、次のとおりとする。

一 指導員 基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる指導員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 介護職員 基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる介護職員の数が一以上確保されるために必要と認められる数

2 前項に掲げる基準該当デイサービス事業所

ごとに置くべき指導員及び介護職員の総数は、基準該当デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる指導員及び介護職員の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

- 一 利用者の数が十五人までは、二以上
- 二 利用者の数が十五人を超えるときは、二に、利用者の数が十五を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 基準該当デイサービス事業者のうち、専ら

されたい。この場合において、準用される基準第39条により、整備すべき記録は以下のとおりである。

イ 指定デイサービスに関する記録

a デイサービス計画書

b 提供した個々の指定デイサービスに係る記録

ロ 準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録

第4節 基準該当デイサービスに関する基準

(1) 従業者の員数及び管理者(基準第60条及び第61条)

常勤の従業者を置く必要がない点及び管理者が常勤である必要がない点を除けば、指定デイサービスの基準と同様であり、第4章第1節を参照されたい。

創作的活動を行うものにあつては、第一項の規定にかかわらず、当該基準該当デイサービス事業所に介護職員を置かないことができる。

- 4 第一項及び第二項の基準該当デイサービスの単位は、基準該当デイサービスであつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第六十一条 基準該当デイサービス事業者は、基準該当デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第六十二条 基準該当デイサービス事業所には、相談を行う場所、日常生活訓練を行う場所、社会適応訓練を行う場所及び作業を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当デイサービス事業者のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる場所のほか、食事を行う場所を確保しなければならない。

- 3 基準該当デイサービス事業者のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第一項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。

- 4 前三項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 相談を行う場所 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

二 日常生活訓練を行う場所 訓練に必要な機械器具等を備えること。

- (2) 設備に関する基準(基準第62条)

指定デイサービスの場合と異なり、訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「日常生活訓練室」「社会適応訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定デイサービスの基準と同様であり、第4の2を参照されたい。